

○東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則

平成14年 5 月30日東京都板橋区規則第47号

改正

平成15年 3 月24日規則第22号

平成18年 3 月31日規則第21号

平成22年 3 月31日規則第20号

平成28年12月15日東京都板橋区規則第138号

令和 2 年 3 月31日東京都板橋区規則第35号

東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会規則

題名改正〔平成28年規則138号〕

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進条例（平成14年板橋区条例第14号）第10条に規定する東京都板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成28年規則138号〕

(会長の選任及び権限)

第 2 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 協議会の会議は、これを公開する。ただし、協議会が特に必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、福祉部障がい政策課において処理する。

一部改正〔平成15年規則22号・18年21号・22年20号・令和 2 年35号〕

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成15年3月24日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第21号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日規則第20号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月15日東京都板橋区規則第138号）

この規則は、東京都板橋区バリアフリー推進条例の一部を改正する条例（平成28年板橋区条例第63号）付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。ただし、第1条の改正規定（「第9条」を「第10条」に改める部分に限る。）は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日東京都板橋区規則第35号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。